

所 属 長 様

財政課長 木寺 克郎

(公印省略)

平成 3 1 年度 6 月 補正予算見積書の提出について (通知)

このことについて、6 月定例議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

なお、平成 3 1 年度以降、5 月臨時議会での予算の補正は予定しておりません。

記

1. 提出期限 平成 3 1 年 4 月 5 日 (金)
2. 提出部数 3 部 (ただし総務費は 2 部)
3. 留意事項
 - (1) 今回の補正に係るシステム入力については、機構改革に係る処理等を完了した後からとしますので、積算及び資料の準備を先行してください。
システム入力環境が整い次第、新着情報等でお知らせします。
 - (2) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化 (国、県の制度や予算措置の状況) や施策としての取り組みに係るものとしてとします。
 - (3) 既存事業に係る補正 (増額若しくは減額) 要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
 - (4) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
 - (5) 庶務担当課で内容を十分に精査し、提出後の差し替えがないようにしてください。
 - (6) 4 月 1 日人事異動後の部長決裁を受けて提出してください。
 - (7) 庶務担当課においてインデックスを貼付のうえ、提出してください。

※システム入力は、財務会計システム「補正予算編成支援」の第 1 号補正に入力してください。

※補正予算見積書の製本順は、別添資料「補正予算見積書の作成及び提出に係る留意点」を参考にしてください。

※財政担当ヒアリング 平成 3 1 年 4 月 8 日 (月) ~ (予定)